

特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類

1 事業の区分 (次のいずれかに○印等を記載すること。)

収集運搬 (下欄のどちらかに○印)	中間処理 (中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載)	最終処分
積替え・保管を (含む <input checked="" type="radio"/> 含まない)		

2 特別管理産業廃棄物の種類 (許可申請を行う特別管理産業廃棄物についてのみ○印を付けること。)

特別管理産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加	特別管理産業廃棄物の種類	新規 現行	変更 追加
	廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)	○	特定有害産業廃棄物等		
廃酸 (pH2.0以下のもの)	○		廃P C B等		
廃アルカリ (pH12.5以上のもの)			P C B汚染物		
感染性産業廃棄物			P C B処理物		
			廃水銀等		
			廃石綿等	○	

その他の特定有害産業廃棄物等

注 特定有害産業廃棄物を取り扱う場合に記載

	燃え殻		汚泥		廃油		廃酸		廃アルカリ		鉛さい		ばいじん	
	新規 現行	変更 追加												
水銀又はその化合物			○				○						○	
カドミウム又はその化合物	○		○				○						○	
鉛又はその化合物	○		○				○						○	
有機燐化合物			○				○							
六価クロム化合物	○		○				○						○	
砒素又はその化合物	○		○				○						○	
シアン化合物			○				○							
P C B														
トリクロロエチレン			○		○		○							
テトラクロロエチレン			○		○		○							
ジクロロメタン			○		○		○							
四塩化炭素			○		○		○							
1, 2-ジクロロエタン			○		○		○							
1, 1-ジクロロエチレン			○		○		○							
シス-1, 2-ジクロロエチレン			○		○		○							
1, 1, 1-トリクロロエタン			○		○		○							
1, 1, 2-トリクロロエタン			○		○		○							
1, 3-ジクロロプロパン			○		○		○							
チウラム			○				○							
シマジン			○				○							
チオベンカルブ			○				○							
ベンゼン			○				○							
セレン又はその化合物	○		○				○						○	
1, 4-ジオキサン			○				○						○	
ダイオキシン類	○		○										○	

注1 新規又は更新申請は、申請を行うもの又は現に許可を受けているものに「新規現行」欄へ○印を付ける。

2 変更許可申請は、現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に、追加申請するものについて「変更追加」欄に、それぞれ○印を付ける。

3 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に、処分業は処分方法別に、別葉で作成する。